

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和3年6月18日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

91,750

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

673,437

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

## 別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	257,480
姫路市	139,777
尼崎市	129,330
明石市	83,883
西宮市	132,803
洲本市	12,256
芦屋市	26,595
伊丹市	55,890
相生市	8,115
豊岡市	22,401
加古川市	73,373
たつの市	21,087
赤穂市	13,229
西脇市	11,173
宝塚市	64,650
三木市	21,464
高砂市	24,955
川西市	44,013
小野市	13,136
三田市	30,863
加西市	12,148
丹波篠山市	11,435
養父市	6,519
丹波市	17,663
南あわじ市	13,088
朝来市	8,362
淡路市	12,334
宍粟市	10,428
加東市	10,770

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,448
多可町	5,744
稲美町	8,554
播磨町	9,486
神河町	3,181
市川町	3,355
福崎町	5,163
太子町	9,291
上郡町	4,225
佐用町	4,728
香美町	4,868
新温泉町	4,004